

## あきたパートナーシップ宣誓証明制度の導入について

令和4年5月25日  
あきた未来創造部

## 1 制度の概要

### (1) 目的

多様性を認める社会づくりの推進

### (2) 内容

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に決定された性別と異なる者が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した場合に、県として公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を導入

### (3) 導入日

令和4年4月1日

### (4) 本制度で利用可能となるサービス

証明書の提示により、各種サービスを受ける際に、婚姻に準じたパートナーシップ関係にあることを円滑に証明することが可能となる

#### 【具体例】

- ・公営住宅の入居申込み手続き
- ・公立病院に入院しているパートナーとの面会

## 2 県が実施するアウトィング防止に向けた取組

- 3月29日（火） 市町村あてに制度の開始及びアウトィング防止の徹底についての通知を発出
- 4月25日（月） 市町村男女共同参画担当者会議にて制度の説明、周知を実施
- 6月28日（火） 主に県民を対象にLGBT等の基本的知識や理解を深めるためのセミナーを開催
- 6月29日（水） 各種相談窓口職員や、公営住宅の申請窓口等、証明書の提示が想定される窓口職員を対象にした研修会を開催

## 3 依頼事項

- ・各種相談窓口職員に対する制度の趣旨の周知徹底
- ・職員によるアウトィング（暴露）の防止
- ・県の研修会等への参加による対応能力の向上

# あきたパートナーシップ宣誓証明制度が 始まります

令和4年4月1日スタート

性的指向が必ずしも異性愛のみではない方または性自認が出生時に決定された性別と異なる方が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した場合に、県として公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を令和4年4月1日から開始します。



©2015秋田県んだッチ

## 【パートナーシップ関係を宣誓することができる方】

以下のいずれにも該当することが必要です。

- (1) いずれか一方または双方が性的少数者であること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) いずれか一方が、県内に住所を有している  
又は3か月以内に県内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者（事実婚を含む）がないこと。
- (5) パートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (6) 民法に規定する、婚姻できない関係（例：親、子、兄弟姉妹など）にないこと。

## 【手続きの流れ】

- ① 宣誓書等の事前送付  
※ 郵送でご提出いただけます。窓口でご提出する場合は、事前にご相談ください。
- ② 書類の確認
- ③ 本人確認を行う日の調整
- ④ 本人確認（オンラインでも行えます）
- ⑤ 証明書等の交付（郵送可）  
※ 転入予定の方は、転入を確認後に交付します。

(受領証明書のイメージ)



## 【詳しくは「美の国あきたネット」で！】

本制度の詳細については、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しています。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63250>

(検索エンジンで「秋田県 63250」で検索)  
(右のQRコードからもアクセスできます)



## 【お問い合わせ先・ 提出書類の受付窓口】

秋田県あきた未来創造部  
次世代・女性活躍支援課

電話 018-860-1555

e-mail : persons@pref.akita.lg.jp

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 【証明書の提示を受けられた方へ】

証明書の利用者の意に反して、他人にその利用に係る情報を流すことはアウトティング（暴露）になりますので、本制度の趣旨をご理解いただき、不当な差別的取扱を絶対に行わないなど、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。